

(「政務調査費の手引き」より抜粋)

使途基準の運用指針

政務調査費の支出にあたっては、条例・規則・要綱に基づき、適正に取り扱われることとなりますが、使途基準の判断にばらつきが出るおそれもあります。そのため、事項別に考え方の原則をお示しするとともに、特に懸念される点などについて、解説するものとします。

また、政務調査費の交付対象は、「会派」、「会派及び議員」、「議員」と3通りの選択肢があり、交付対象別に考え方を整理すべき事項についても解説するものとします。

ここでは、「会派」又は「会派及び議員」を選択し、会派として政務調査費の交付を受けている場合を「会派支給の場合」、「会派及び議員」又は「議員」を選択し、議員として政務調査費の交付を受けている場合を「議員支給の場合」、会派支給の場合の会派に所属する議員については「所属議員」、議員支給の場合の議員については「交付対象議員」という表現をしています。

1 政務調査費執行にあたっての原則

政務調査費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、会派（議員）の各々の責任において、適切に取扱いするものとします。

- 政務調査（＝市政に関する調査研究）目的であること
- 政務調査活動の必要性があること
- 政務調査活動に要した金額や態様等の妥当性があること
- 適正手続きがなされていること
- 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること

2 実費弁償の原則

政務調査活動は会派（議員）の自発的な意思に基づき行なわれるものであることから、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とします。

このことから、政務調査費の支出は、政務調査活動に必要な経費に限るものとし、次に掲げる経費については、支出できないものとします。

- 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
- 会議等に伴う飲食以外の飲食経費
- 選挙活動に属する経費
- 政党活動に属する経費
- 後援会活動に属する経費
- 私的活動に属する経費
- その他政務調査の目的に合致しない経費

ただし、政務調査に資する経費部分については、この限りではありません。

3 按分の指針

(1) 按分の考え方

会派（議員）の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられます。

このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当であることが明らかな場合は、政務調査活動及び政務調査活動以外の活動に要した総時間に対する政務調査活動に要した時間の割合、その他合理的な方法により按分することが必要です。

なお、按分割合については、会派（議員）において、それぞれの状況に応じて適切に判断するものとします。

(2) 按分の割合

按分を要する項目等の按分割合は、会派又は議員個々の活動実態によって異なることから、一律に比率を示すことが困難であり、政務調査費の交付を受けた会派（議員）のそれぞれの責任において、運用基準や出納手続を定めるなど、当該会派（議員）の政務調査活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率を定めて用いるものとします。

(3) 領収書等証拠書類への記載

按分により政務調査費を充当する場合には、領収書その他の証拠書類に、按分割合及び当該按分割合に基づく政務調査費の支出額を付記するものとします。

また、按分後の額が5万円以上の場合は、その領収書等の写しを議長に提出しなければなりません。

4 項目別の政務調査費充当指針

(1) 事務所費の考え方

① 事務所の要件

事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、政務調査活動がそこで行われている場合にのみ充当できるものであり、要件としては、次のように「事務所」としての形態を整えている場合に限定されます。

- 外形上、事務所として認識できる形態を有していること。
- 事務所としての機能（事務所スペースを有し、事務用品等を備えていること。応接スペースは含めることができる。）を有していること。
- 賃貸の場合には、基本的に会派（議員）が契約者となっていること。

会派（議員）は、事務所の設置にあたって、事務所名・所在地・床面積等を記載した「事務所台帳」（参考第1号様式）を作成し保存するものとします。

また、賃貸事務所で、その賃借料を政務調査費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを添付するものとします。

② 事務所費の支出

事務所賃借料、光熱水費等の管理運営費については、政務調査費の充当が可能です。ただし、事務所が多目的に使用されている場合には、「按分の指針」に基づき支出する必要があります。（「③事務所費の按分方針」参照）

会派支給の場合

政務調査費が会派に対して交付されている場合は、所属議員の事務所が会派の支部事務所として位置付けられていることが必要です。（つまり、会派が所属議員の事務所（＝会派の支部事務所）の経費を負担するということになります。ただし、その際には、賃貸金額や使用面積等を明確にする必要があります。所属議員の事務所が賃貸事務所の場合に、会派と所属議員とで賃貸借契約を締結し、政務調査費を充当する際は、原契約が第三者に対する又貸しに制約を加えている場合があるので、その際は元貸主の了解を得るなどの注意が必要になります。）

会派は、各支部事務所の住所・床面積等を「事務所台帳」（参考第1号様式）に記載するとともに、各支部事務所の賃貸借契約書の写しを添付しておくものとします。

ます。

所属議員の事務所の形態が自宅兼事務所とされている場合や、所属議員自らが所有する事務所の場合の事務所費は、事務所部分の面積に対する賃貸料を周辺地域の地価等の状況などを勘案して計上するものとします。

この場合には、所属議員個人が賃貸料収入を得たこととなり、不動産所得として税務署に申告しなければなりません。

議員支給の場合

政務調査費が交付対象議員に交付されている場合において、事務所が自己所有物件（家族名義も含む）及び自己所有の自宅の一部である場合には、その経費を個々に精査し、政務調査費を決定することとします。

交付対象議員は、事務所の住所・床面積等を「事務所台帳」（参考第1号様式）に記載するとともに、賃貸事務所の場合には賃貸借契約書の写しを添付するものとします。

③ 事務所費の按分方針

事務所が政務調査活動のみに限定して使用されている場合は、政務調査費として全額支出することが可能ですが、事務所を住居や選挙活動等と共用している場合は、事務所における政務調査活動実績の割合に依りて、合理的に説明可能な範囲で按分割合を設定し、政務調査活動相当額を支出する必要があります。

また、実態に即して事務所の賃貸借契約、電気、ガス、水道等の契約を、政務調査活動用とそれ以外の活動用に分離することも、考慮すべき1つの手法と考えます。

事務所に附設する駐車場の賃借料

政務調査活動を行うための事務所に附設する駐車場の賃借料は、来客用や政務調査用であれば充当が可能です。

(2) 事務費の考え方

① 事務費の支出

会派（議員）が政務調査活動用に、事務機器類（パソコン、コピー機等）を購入またはリースする場合については、政務調査費の充当が可能です。

なお、購入にあたって分割払いをした場合や、リース契約による場合については、その総額を1件とし、その額が5万円以上の場合は、領収書等の写しを議長に提出しなければなりません。

(3) 人件費の考え方

① 人件費の取扱い

会派（議員）が行う政務調査活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務調査費を充当することができます。

ただし、補助職員が政務調査活動以外の業務も兼ねている場合については、「按分の指針」に基づき支出する必要があります。

会派（議員）は、補助職員を雇用した場合は、氏名・住所・生年月日・雇用期間等を「職員雇用台帳」（参考第2号様式）に記載し、保存するものとします。

会派支給の場合

政務調査費が会派に交付されている場合は、基本的には会派の代表者が補助職員と雇用契約を締結し、各支部事務所にその補助職員を派遣する形態となります。また、会派において、「職員雇用台帳」（参考第2号様式）を整理保存するものとします。

なお、補助職員を雇用した場合は、「給与支払い事務所等の開設届出書」の税務署への提出や、労働基準監督署、社会保険事務所等への諸手続きが、雇用する人数に応じて必要となります。

議員支給の場合

政務調査費が交付対象議員に交付されている場合は、交付対象議員が補助職員と雇用契約を締結し、「職員雇用台帳」（参考第2号様式）を整理保存するものとします。

なお、補助職員を雇用した場合は、「給与支払い事務所等の開設届出書」の税務署への提出や、労働基準監督署、社会保険事務所等への諸手続きが必要となる場合があります。

議員親族の雇用

議員が、生計を一にする同居の親族を補助職員として雇用する場合は、税法上の問題等が生じる可能性があります。

② 人件費単価

政務調査活動の補助業務に雇用する職員については、会派（議員）により、その実態が大きく異なることから、各会派（議員）が業務内容、勤務条件等に見合った賃金となるよう設定する必要があります。

最低賃金

大阪府の地域別最低賃金は、1時間あたり708円（平成17年10月1日）であり、使用者は労働者に対して、この金額以上の賃金を支払う必要があります。

（4）調査委託費の考え方

会派（議員）が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究等を、学識経験者や外部の団体又は個人に調査委託等をするときは、委託業務の名称・調査委託等の目的・具体的な調査委託事項・契約期間・委託金額・委託先及び成果物の納入等を記載した「業務委託契約書」（参考第3号様式）により契約するものとします。

また、委託内容及びその成果から妥当な金額であると事後の確認ができるよう、活動内容やその経費等を記載するものとします。例えば、「政務調査活動記録簿」（要綱第3号様式）に、調査内容やそれに要した経費、成果等を記載することなどが適切です。

会派支給の場合

政務調査費が会派に交付されている場合において、会派が所属議員に対して調査委託を行うことは手続き上可能ですが、実費精算する必要があり、利得を得ることの無いように注意が必要です。その際、議員が行った政務調査活動に要した費用を費目ごとに経費計上することとなります。

議員支給の場合

政務調査費が交付対象議員に交付されている場合において、議員が、生計を一にする同居の親族に調査委託を行うことは、ふさわしくありません。

また、補助職員に対し報酬を含む調査委託を行う場合は、その内容が、補助職員の給与対象業務以外であり、その金額が妥当であり、かつ調査内容を明確に説明できる必要があります。なお、調査委託を受けた補助職員は、その報酬を所得として別途税務署に申告する必要性が生じます。

(5) 交通費・宿泊費等の考え方

① 基本認識

政務調査を目的とした、現地調査や研修会・講演会への出席、広報活動等に要した交通費、宿泊費等については、現に要した費用を充当することとします。

また、現地調査にあたっては、国外への出張も可能とします。

なお、その内容や金額は、「政務調査費執行にあたっての原則」に留意し、社会通念上許容される範囲のものであることとします。

② 交通費・宿泊費等の支出

書類の整理

政務調査を目的とした活動に要した交通費・宿泊費等については、活動年月日、活動場所、相手方、同活動への参加者、活動目的、活動に要した経費等を「政務調査活動記録簿」(要綱第3号様式)等に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を整理保存しておくものとします。

公務に継続した政務調査活動の場合

議会派遣に基づく公務視察中に、政務調査のための視察を行う場合、あるいは公務視察期間に継続して政務調査のための視察を行う場合については、公務の部分と政務調査活動の部分を経時的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分し、計上する必要があります。

③ 議員以外の者が出張した場合

補助職員のみ出張

政務調査を行うため、補助職員に出張を依頼し、それに要した経費に政務調査費を充当することは可能です。ただし、支出にあたっては、議員が出張する場合と同様、現に要した経費を支出するとともに、出張内容等について「政務調査活動記録簿」（要綱第3号様式）等を整理し保存するものとします。

議員の親族等が同行する場合

政務調査活動を行うため、議員と生計を一にする同居の親族が同行した場合、それに伴う経費について、政務調査費の充当が可能かどうかは、その親族の活動実態によるものとし、例えば、通訳等の専門的な技術を補佐する場合や、議員に介助が必要な場合などは可能と考えます。

出張にあたって臨時職員を雇用した場合

出張にあたって、自動車運転業務等のため、臨時に雇用された者への現地経費、宿泊費等については、政務調査活動の補助者としての活動実態により判断し、政務調査費を充当するものとします。

④ 自家用車等を使用した場合

自家用車（リースを含む）を利用して、政務調査活動を行った場合は、ガソリン代、有料道路料金及び現地での駐車場料金等、移動に伴って生じた経費について、政務調査費の充当が可能です。

その際には、領収書等を保存しておく必要があります。ただし、ETCを利用している場合は、料金の確認ができる明細書を保存するものとします。

また、その自動車を政務調査目的以外の活動にも使用している場合には、「按分の指針」の考え方のもと、走行距離（本人により実測）等に基づき按分するものとし、必要に応じて「政務調査活動記録簿」（要綱第3号様式）に記載するものとします。

なお、自動車の維持管理等に要する費用（車検代、保険料、自動車税、修理代等）

には充当できません。(経費計上を否定している判決があります。)

⑤ 交通機関を使用した場合

鉄道、バス、航空機等を利用した場合、基本的には領収書を徴することができないので、行き先、所要経費等を「政務調査活動記録簿」(要綱第3号様式)に記載し、それを証拠書類とすることができます。ただし、旅行代理店等を通じて購入した場合などで、領収書を徴することができたものについては、その領収書を保存しておいてください。

なお、航空機を使用した場合は、搭乗券の半券(航空運賃等の記載のあるもの)を保存しておいてください。

⑥ タクシーを使用した場合

政務調査活動にあたって、不案内な地域の移動や、公共の交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合には、そのタクシー代金に対して政務調査費を充当することが可能です。

その際は、金額、日付等が明記された領収書を確保し保存しておく必要があります。

通勤費の定期代としての支出

政務調査活動を行うため、議員が市役所に登庁する際の交通費については、実費での支出が可能です。

また、事務所等から市役所までの通勤定期代相当額を政務調査費で支出する場合は、政務調査活動のために交通機関を使用した日数の実績(平均)等から、通勤定期代の購入が効率的であるといった合理的な説明ができる必要があります。

(6) 会費等の考え方

① 基本認識

研修費、会議費等への政務調査費の充当にあたっては、その研修会や会議の目的が政務調査に資するものである必要があります。

また、各種団体の総会等に出席するための会費や交通費については、「政務調査費執行にあたっての原則」に留意し支出を判断するものとします。

② 研修費・会議費等の支出

政務調査費を充当することができる研修会・講演会、意見交換会等にかかる経費の支出については、その会議の開催日時、場所、相手方、参加者氏名、目的、出席に要した経費の内訳等を「政務調査活動記録簿」(要綱第3号様式)に記載し、領収書等を保存するほか、研修会や会議の開催案内等、会議内容が確認できる資料類を保存しておくものとします。

研修費と会議費の違い

研 修 費 (参加費・会費)

研修費は、主に、会派(議員)が主催する研修会、講演会並びに、他の団体が開催する研修会・講演会等への参加に要する費用であり、講師料、会場費、機材借上げ費、資料印刷費、出席のための会費や、会場までの交通費、宿泊費等を計上します。

会 議 費

会議費は、会派(議員)が政務調査を目的として開催する勉強会や意見交換会に要する経費であり、講師料、会場費、機材借上げ費、資料印刷費等を計上します。

③ 年会費等

年会費等、その団体の会員資格を得るための会費については、その団体の活動内容や実態が政務調査活動に資するものである必要があり、議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の会費(参加している会合の参加費)については、政務調査費を充当することはできません。

政務調査費から年会費等を支払う団体については、その活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務調査活動として成果が認められる必要があります。

④ 飲食を伴う会議(懇談会)費

政務調査を目的とした研修会・講演会、意見交換会等であって、飲食を伴う場合の飲食経費の支出にあたっては、その会議が政務調査を目的とした会議に付随(連続)した懇談会である場合には、政務調査費の充当が可能です。

また、その飲食経費は、1人あたり1度の支出につき5,000円以内とすることを基本とし、それを超える場合は、その会議の開催日時、場所、相手方、参加者氏名、

目的、出席に要した経費の内訳等を「政務調査活動記録簿」(要綱第3号様式)に記載する他、領収書等関係書類とともに会議内容が確認できる資料類を整理保存する必要があります。

なお、飲食を主たる目的とした会合、会派や議員間の私的な懇談会等の会費へは、政務調査費を充当することはできません。

公職選挙法等諸法令の遵守

経費の支出にあたっては、公職選挙法その他法令等の定める禁止規定に抵触する事がないよう注意する必要があります。

なお、会派として政務調査費の交付を受けている場合、選挙区とされる範囲は、その会派の所属議員全員の選挙区を指すこととなり、議員個人の選挙区のみではありませんのでご注意ください。

(7) 広報・広聴費

会派(議員)が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策等についての市民への報告会や、広報誌の発行等に要する経費や、政策や市政に対する市民の要望や意見を聴取するために開催する意見交換会などの経費等については、政務調査費の充当が可能です。また、広報・広聴活動を行った場合には、活動内容やそれに要した経費等を「政務調査活動記録簿」(要綱第3号様式)に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を整理保存しておくものとします。

広報誌の発行

後援会等と共同して発行する広報誌に政務調査費を充当する場合には、経費の負担割合を考慮する必要があります。

また、広報誌が政務調査活動の一環として発行されるものであれば、配布先に拘わらず、政務調査費を充当することができます。

5 政務調査費の充当が不適当な経費例

政務調査費の支出にあたっての原則に基づき、充当が不適等と考えられる主な経費の事例を、参考までにあげております。

なお、下記、事例項目であっても、政務調査に資する内容が含まれている場合で、その内訳が明確に説明できるものについては、政務調査費の充当が可能です。

(1) 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費への支出

- 祝金、香典、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- 病気見舞い、餞別、中元・歳暮、祝電・弔電、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費

(2) 会議等に伴う飲食以外の飲食経費への支出

- 飲食を主目的とする会議出席費用
- 各種団体等の会食だけの出席費用

(3) 選挙活動経費への支出

- 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- 各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費

(4) 政党活動経費への支出

- 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- 政党活動、府連活動に要する経費
- 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費

(5) 後援会活動経費への支出

- 後援会活動に要する経費
- 後援会事務所の設置及び維持に要する経費

(6) 私的活動に関する経費への支出

- 私的な旅行・観光等に要する経費
- 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費や会合への参加費

(7) その他

- 挨拶やテープカットだけの出席に要する経費
- 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出
- 社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費